

訓下・加註

作法集伝授要意 元瑜編（1）

布施 淨 慧

序 論

一・作法集の成立

報恩院流に伝える『作法集』成立の系譜については、動潮僧正（一七〇九）の『作法集傳授手鑑』の第一条の冒頭に此の作法集は遍智院成賢（二三六）の撰集なり。しかる後元祖憲深（二六三）少々増加して五十四帖と成す。成賢は常喜院の抄（常喜院は心覚（一一八〇）に原き、常喜院は成蓮坊兼意（一〇七二以後）の作法集に依る云。

と記するところより大略の伝承を知ることが出来る。本論で扱う元瑜（一七五六）の『作法集要意』にも、その首に今の動潮の仰せを更に略述しているが、その系譜は勿論同一である。しかし、それ以前の相承は僅かに『秘抄』（守覚（二五〇）輯）に作法があり、その項目は多分にこの作法集に同じものが所出するので、有力な先行資料と認められよう。由来『秘抄』は守覚法親王の作となっているが、『秘抄』は覚洞院勝賢の受法を集大成したものであるから、この作法巻に収めた諸作法は、勝賢が相承し来たるものと考えても良い。

元々作法は、密教が日本に定着し、教相事相の展開により、それがやがて真言行者の日々の修行生活の中で常に加護に包まれているという概念が高まり、逆に仏の加護を行者の側から積極的に求め、その具現を祈念する法として成立したものであろう。それが自利のみならず、利他的な分野が増幅し、加持祈祷という形式で行われるようになった。中世密教の活動の多くは、貴顕社会の公請による加持祈祷が盛行したことが特色とされる。この作法集の中でも、施主の依頼に応える法も含まれている。

更に自行として、日常生活を仏と共に生きる形で行住座臥にわたる作法がある。その實際を窺う作法として『柴手洗法』があるが、その源として、宗祖弘法大師の事蹟を物語る資料がある。大師（延暦十一年（七七二））一九才の時槇尾山に留まる時のことを『大師御行状集記』、「槇尾柴手水の條第十五」に記述している。

「此寺は是れ出家の砌たるに依つて、暫く留住の間、時々桧葉をもつて手を摩浄す云」（弘法大師伝記集覽、七四頁）  
また『高野大師御廣伝』下には、

「木葉をもつて手を按じ（俗に柴手水と写す）云々」（同書七五頁）

とある。右伝記は後世著作になるものであるから、その確実性、信憑性に問題あるかも知れないが、事実山野中の修行となれば、湧水の乏しき処なれば、草木の葉を用いての漱口、洗手洗面をせざるを得ないであろう。そうした手法が自然に生活の智慧として行われた。それが伝承されて作法に結実したと考えるのも良いだろう。しかれば、作法の淵源は経儀中のものをはじめとし宗祖大師の事蹟による伝説も含まれるのである。

## 二・使用テキストの梗概

### ①基本テキスト

#### 『作法集』

智山書庫所蔵の写本、三包五十四帖（登録番号27-44）を底本とする。この書の奥書によれば弘長元年（一二二二）十二月二十三日報恩院に於いて、成賢が抄出されたものを弘義が書写したものである。この外智山書庫には五種の作法集があるが、五十四帖を完備したものは本テキストと認められる故、こゝに用いた。なお、『国訳密教』事相部第三卷には、塚本賢暁師の訳注されたものが収録されている。これは参考本として依用した。

### ②作法集口決

#### 1. 作法集口決 印融著

〔29-10〕

文明十年（一四七八）の印融の奥書には次のように述べている。

右口決は幸心鈔、開心鈔並びに古鈔等の中にこれを載すと雖、類聚相束ねて見易くせしめんが為に、此の如く記する処なり。此の五十四帖の作法の次第は、多分遍知院御記、少々憲深等の記、又は古来等なり。然して目錄を作つて五十四帖に集る事、誰人として作とは未勘なり。親快所集か。追つてこれを勘うべし。彼の作法集に此の口決抄相具しては恐は末代重宝か、秘すべし々々 三宝院末資 印融

印融（一四三九）は由来高野無量光院の学匠と評せられるが、本書には三宝院末資と記している。この口決の要文は後に述べる元瑜の『作法集伝授要意』に採用されること暫々である。

## 2. 作法集口決 一冊 性善 [29-16]

奥書に澄弁が宝暦八年（一七五八）に、古くは性善和尚御自筆の本を写し畢え、伝受を受け了った旨の文がある。

## 3. 作法集口伝性善 一冊 [17-10]

奥に、安永三年三月、或る人所持本をもつて書写、一校了 有俊とある。2の口決と同本と思われる。

## 4. 作法集伝授手鑑

前出性善（洞泉律師）の三寶院流報恩院方の皆伝を受けて、智積院に同流を定着させた動潮僧正（一七〇九）の一連の『伝授手鑑』の一部として制作された口決書である。動潮の諸法伝授手鑑は既に『智山全書』第九巻に公刊されている。奥書によれば動潮の性善よりの受法が鮮明に記述されている。

宝暦八年（一七五八）八月二十八日より九月二日、此の作法集五十四を伝授奉る。阿闍梨洞泉性善大和上。会場南都東大寺中の惣持院なり。

此の歳 明和五年（一七六八）春三月、信仰の受者五六人の為此の抄を伝授の日、大和上の散句紙並びに伝聞記及び印融抄等これを筆す 廃忘に備える者なり。

金資 通照房 動潮誌

と書し、次に動潮晩年に作法集五十四帖を三席に分けて伝授した記録を残している。

安永七年（一七七八）七月諸徒に授け了る。受者四十五人 僧正 動潮七十才

天明六年（一七八六）八月受者五人に授け了る都合三日なり 動潮 七十八才

寛政元年（一七八九）八月四日 受者十七人に授け了る

凡三席五十四帖了る 動潮 八十一才

この手鑑は次の元瑜の『作法集伝授要意』に大きく影響を与える口決書となる。

5. 『作法集伝授要意』一冊 [9-15]

この書は本論文の主幹となるテキストである。智山書庫には二部の元瑜自筆の本が伝わっている。文化十一年（二八二四）八月十六日に著述終了の日が記されている。元瑜五十九才の作である。

奥書には次のように記されている。

文化九壬申の年、同じく十癸酉の年、兩年仰信の受者の為に此の作法を伝授すと雖、伝授要意記するに遑あらず。伝授大阿闍梨の手鑑をもってこれを伝う。

今秋閑假に乗じて漸く記録し畢んぬ。

事実此の書の最初に、文化第九壬申年八月十四日末下の刻これを起首したことを明らかにし、「此の日曇天なり」と天候の様子迄誌している。伝授席の会場、会数受者の数等伝授開延の内容は窺い知ることは出来ないが、翌年迄続けられた。この伝授の事前に講録は作制せず、こゝに「伝授大阿闍梨」とある動潮和上の『手鑑』を用いて講述されたようである。

伝授終了たる後、印融抄等を参酌しながら文意を整え、専ら動潮の伝授そのまゝ、を仰信の受者に相伝しようとの意をもって著述されたものと考えられる。

本論文にてはこの『作法集伝授要意』の全文を訓下し、若干の註を加えるを目的としている。

以上主要な書目を挙げ終えたが、この論文の記述の進め方を簡単に記せば、

1. 最初に『作法集』の原文を訓み下し記す。
2. 次に提示した『作法集』の五十四の條に従って、元瑜の『作法集伝授要意』の文を同じく訓下したものを示す。
3. 最後に『要意』の文中、傍註の文言、及び説明必要用語についての註を施す。

### 三、作法集目録

『作法集』を元瑜が伝授するに当って、最初に目録を読み渡すことが記録されている。今それに準じて、作法集所収の題目を次に記す。

#### 作法集上 自一 至十九

- |          |                                            |
|----------|--------------------------------------------|
| 一、護供養略作法 | 二、十度異名                                     |
| 三、癰病法    | 四、帶加持 <small>復湯加持<br/>御衣木加持<br/>夜略</small> |
| 五、手水等    | 六、衣服加持 <small>復飯食<br/>加持</small>           |
| 七、沐浴     | 八、五色                                       |
| 九、病者湯加持  | 十、土砂加持                                     |
| 十一、眠臥等   | 十二、鎮守読經 <small>導師<br/>作法</small>           |
| 十三、印佛作法  | 十四、隱所                                      |
| 十五、施食作法  | 十六、施食略作法                                   |

十七、御衣木加持

十九、スミ焚燒事

作法集 中 自二十  
至三十六

廿、泥塔供

廿一、内スミ

廿三、作壇作法

廿五、兩部合行作法

廿七、土公供 貞觀寺

廿九、字輪觀 五大

卅一、孔雀經御ミ読經發願 一日作法

卅三、大法護摩壇作法

卅五、泥塔供養作法

作法集下 自三十七  
至五十四

卅七、驗者作法

卅九、十五童子供略作法

四十一、童子經 大谷  
薄

四十三、寿延經護事

十八、曼荼羅供金打事

卅二、三衣法

卅四、加持香水

卅六、四種護摩記

卅八、行法中間立座

卅、小野廣澤相違

卅二、スミ作壇略作法 五色加持  
破壇作法

卅四、咒願

卅六、修學土代

卅八、十五童子法 二帖

四十、童子經書写供養作法

四十二、童子經供養略作法 薄

四十四、寿延經

四十五、清瀧宮祈雨御読経発願

四十六、清瀧宮祈雨御読経結願

四十七、後加持等法則

四十八、大法外儀

四十九、付両界行別尊事

五十、知元辰法

五十一、葬法 密

五十二、亡者曳覆書様

五十三、為亡者行法事 遍智院僧正記

五十四、無縁葬作法

已上五十四帖

この目録で明らかのように、この書成立時の時代背景、密教の展開の相が窺われ、今日流布の作法集の内容と大きく異じることに驚嘆する。密教教道史の上でも大切な資料となるであろう。

## 本論

〔作法集〕第一条

。護諸真言供養略作法

先ず三礼 次に唄 次に表白

敬つて真言教主三世常住大日如来、両部界会諸尊聖衆、乃至帝網重々一切三宝に驚かし白して言さく。夫れ諸法の本源を尋ねれば一実真如に非ざること無し。一切衆生を訪うに皆是れ生生の恩所なり。是を以て三世の諸佛は悉く智光を和らげて刹塵に同じ、十方の薩埵は同じく本地を捨て、苦器に代る。爰に佛子、倩々惟れば受け難き上の男身を



受けて幸に遺法の弟子と偽り、遇い難き中の正教に遇い、忝くも密教の末流為り。若し今生に利生の心願を發さざれば 何れの世にか諸佛の本懷に類同せんや。之れに依つて種子真言等を書写して普く貴賤の檀那に施す。願わくは此の功德の力を以つて同じく上下の四衆を利し、現世には短命天死の怖れを除いて悉く内外無辺の各願を成じ、後生には三途八難の患を免れて往生淨刹の希望を遂げしめん。縦い事業限りありとも寧ろ普及の功無けんや。誓願際り無し、豈得益に終尽あらんや。彼の俱縛邪人の一字の益に依つて頓に無間の苦器を免れ、又善住天子一聞の德に依つて速に五衰の業報を轉ずるなり。加之らず、真言の妙力は即身に正覺を成し、惣持の力用は一生に妙覺を證す。大願の趣き大底是の如し。三宝の境界定んで知見し給うらん。目錄之れを読むべし。新写の陀羅尼題名を拝し奉るべし。

次に發願

至心發願 新写供養 諸尊聖衆 種子真言

功德威力 天衆地類 倍增法樂 所持施主

現世當生 無辺善願 決定円滿 決定成就

及以法界 平等利益

次に五大願 常の如し 護持施主成大願

一切諷誦 陀羅尼等を誦すべし

次に神分 次に祈願 次に供養淨真言 次に六種 次に廻向

五大尊真言 降三世真言

原文は漢字表記 以下同じ

オン ソバニソバウン ギヤリカンダ ギヤリカンダ ウンギヤリカンダ ハヤウン アノウヤコク ハギヤバ  
ンバザラ ウンハッタ

軍荼利真言 ノウボアラタンノウ タラヤヤ ノウマクシセンダ アカバザラクロダヤ オンコロコロ チシュツ  
タチシュツタ マンダマンダ カノウカノウアミリテイ ウンハッタソワカ

大威徳真言 オン キリシュチリビキリタダノウウン サラバシャトロソ ダシヤヤサタンバヤサタニバヤ  
ハッタソハッタ ソワカ

金剛夜叉真言 オン マカヤキシヤ バザラサトバ ジャクウンバンコク ハラベイシャウン

〔要意〕

<sup>1</sup>作法集

文化第九壬申年八月十四日未下刻之れを起首す 此の日曇天

此の作法集は遍智院僧正成賢の撰集なり。而して後元祖憲深欠略を補い増加して五十四帖と成す。中において常喜院心覚の作法集より拔出するものあり。其の作法に至っては後にこれを示さん。

先ず目録読み渡す。

## 第一条

### 護諸真言供養略作法

今此の守の加持に廣略の作法あり。廣とは其の守の本尊法を修して加持するなり。其の時は供物等並びに此の守りにこれを洒ぐと観念するなり。加持は散念誦に至り、本尊の真言をもつて加持するなり。

此の端書の守は小野の圓守りと云つて、<sup>2</sup>仁海此の如く認て人に与え玉うなり。此の守りは不動法これを修し加持するなり。

若しまた略の時は此の作法をもつて供養するなり。最略の時は守りをもつて金剛盤の上の鈴に寄せ豎て、塗香、護身法、洒水して、次に三古を取つて其の尊の呪を誦じこれを加持しこれを與う。

若し旅中或いは急々の時は、洒水並びに三古無くんば、小三古印、枳里々々にて加持し、次に本尊の呪を誦じ小三古印にて加持するなり。

### 圓護<sup>マ</sup>り認様

<sup>3</sup>端書の図に仁海作。『幸心抄』下本に具さに<sup>云々</sup>。中央の「」字の裏に施主の名字を書く。随分薄き紙をもつて

小さくこれを認む。真言の方を表としてこれを巻き、丸目の真中にてこれを付け、上<sup>カ</sup>み下<sup>シ</sup>も共に折り反すなり。又これを付け折り反したる方護りの表なり。折り反しの処に上下に「」字、中に「」字これを書く。裏の真中に「」字これを書く。

表方



裏方



「𠄎」字は本尊の種子、「𠄎」字は悉地速疾の義、「𠄎」字は天竺にては封印の字、殊に吉祥成事の義をもつてこれを書く<sup>云々</sup>。世流布の護り劔形<sup>にこれを認む。醍醐にはこれ無しと云。</sup>

此の守の色白赤黄青黒の次第なり。此は五大尊の守りの故に胎藏の色立てなり。不動尊は胎の大日の辨事の尊の故なり。<sup>4</sup>白色の輪の中<sup>え</sup>字、其の回りに佛大慈救 赤に降、黄に軍、青に大、黒に金、五色の輪の外に右の下の角に孔雀明王の呪、左の下の角に八字文殊と延命菩薩となり。左の上の角に六字明王呪、<sup>右マ、</sup>上の上角に愛染大呪なり。真言の終りの<sup>え</sup>字は、<sup>え</sup>字の省文、回施法界の意なり。其の省を書くことは、<sup>え</sup>字真言の外なることを示すなり。<sup>已上</sup>

元瑜謂く、『<sup>論字地字</sup>悉曇字記創学鈔』十二に云く。「<sup>え</sup>字は是れ一段の終りの注なり。<sup>え</sup>字は<sup>え</sup>字の省なり」と<sup>已上略抄</sup>

○<sup>6</sup>圓守は仁海の作、これに准じて余尊の守りは其の本尊の真言等を書く。加持供養准知せよ。

印融の『作法集口決』にいわく。「三礼、如来唄了つて開眼」という。

和上の云く。「此れ不可なり。此の作法は開眼を用いざるなり」と。

元瑜謂らく。此の説其の謂れあり。故に『<sup>7</sup>幸心抄』にいわく。「此の五色の圓護りは、先師僧正の時常に書かれその驗無きに非ず。予が所作にてその数か書き置いて、一度にこれを供養せしむ。其の供養は風情無く不動法なり」此にては開眼無き姿なるか。

先三礼 如来唄 先ず壇前普礼 次登礼盤次塗香 洒水等常の如し。但し洒水は護り並びに供物等にこれを洒ぐ。

凡そ諸の作法において顕密の両様あり。顕の作法は、三礼、如来唄、表白、経題、発願、四弘、読経乃至六種回向等と次第して修せるを供養法というなり。<sup>8</sup>密の作法なれば常途の顕には非なるなり。

次表白 博士無くこれを読む。顕の作法の故なり。

敬白○驚言 此にて呂を置く。

俱縛邪人之一字益 此は『<sup>9</sup>隨求陀羅尼經』の俱縛が因縁を指す。彼の文に云く。「俱縛が葬所の両方に一里を去つて卒都婆あり。その中に根本の真言あり。朽る卒都婆なれば真言地の上に墮落す。その文一字風に隨い俱縛が骸上に繋る」

<sup>10</sup>慈順僧正のいわく。一字とはㄣ字といえり。元瑜謂い今引くところの經文は、ㄣ字とも見えず。何なる証跡あるや。尋ぬべし。

又依善住天子が「聞德」とは、此れは『<sup>11</sup>尊勝陀羅尼經』の説なり。具文にいわく。「善住天子まさに七返惡道の身を受く○この佛頂尊勝陀羅尼を若し人あつて聞いて一たび耳に経るれば、先世所造の一切地獄惡業皆な悉く消滅すと。○天帝世尊の所とにおいてこの陀羅尼の法を受けて奉持し、本天に還り善住天子に授与す。その時善住天子この陀羅尼を受け已るに六日六夜を満し法に依り受持し、一切の願を満し、まさに一切惡道等の苦を受くべきを即ち解脱を得」と。

「五衰」とは、『<sup>12</sup>涅槃經』にいわく。「頭上の花萎む、腋下に汗出ず、衣裳垢染す、身体臭穢す、本座を樂しまず」また小乗の説は『俱舍論』の中に五衰の説あり。

新写陀羅尼イマス、<sup>13</sup>題目を拝し奉るべし

これは圓護りの囀りの明王等の名字を唱うるなり。謂く「南無大聖不動明王の法曼荼羅、並に佛眼、大日、五大明王、孔雀、八字、文殊、普賢延命、六字、愛染等の大真言王」と。

一切諷誦 <sup>14</sup>陀羅尼を誦すべし

この時三古或いは一古をもつて念珠を摺り当て、先ず不動一字呪、次に佛眼、大日、五大明王、孔雀、文殊、延命、六字、愛染王各百遍、或いは二十一反これを加持す。余尊の護り准知せよ。開眼には及ばざるなり。

**次神分**

抑々供養惣持の場、悉地成就の砌なれば法味演受の為冥衆定んで降臨影向し玉うらん。然れば則ち四禪八定の天王天衆、殊には當所鎮守――、惣じては日本国中大小神祇冥道、法樂莊嚴の奉為に一切神分に、般若心經

丁

次祈願

金輪聖皇天長地久の奉為に

藥師佛名 丁

護持法主諸願成就の為に

大聖不動明王 丁

乃至法界平等利益の為に

摩訶毘盧遮那宝号 丁

觀自在菩薩名 丁

金剛手菩薩名 丁

補欠分の為に供養淨陀羅尼 丁

此の時大虚空藏真言を誦ず。次に供養淨真言というは是れなり。

印融の云く。次供養淨真言とは、今所写の供養真言なり。別に在るに非ず。これ不可なり。

次六種

敬礼常住三宝 敬礼一切三宝

我今帰依舍耶阿遮羅 今日所献香花燈明供養一切三宝 自他同證無上菩提 丁

次回向

所修功德 回向三宝願海 回向三界天人回向一切神等 回向貴賤靈等 所修功德回向聖朝安穩 回向伽藍 回向

天下 回向法界 回向無上大菩提 丁

四大明王等の大呪は加持の爲なり

註1 作法集 この『作法集伝授要意』は元瑜が幸心流に相伝する作法集の口訳である。冒頭に示すとおり文化<sup>(八二)</sup>第九年八月十四

日に起首した伝授の所謂伝授録である。奥書によれば、文化九年<sup>(八三)</sup>から十年にかけて仰信の受者の爲にこの作法を伝授した。しかし、元瑜が終生の業として諸法の伝授要意の撰述を目指していたが、この作法集伝授要意を記するに遑あらず、止

むなく以前伝授を蒙った動潮の手鑑をもつて、この秋に記録し了えたという。伝授より一年経過した文化<sup>(八四)</sup>十一年八月十六日の日付けがある。時に元瑜五十九と記している。

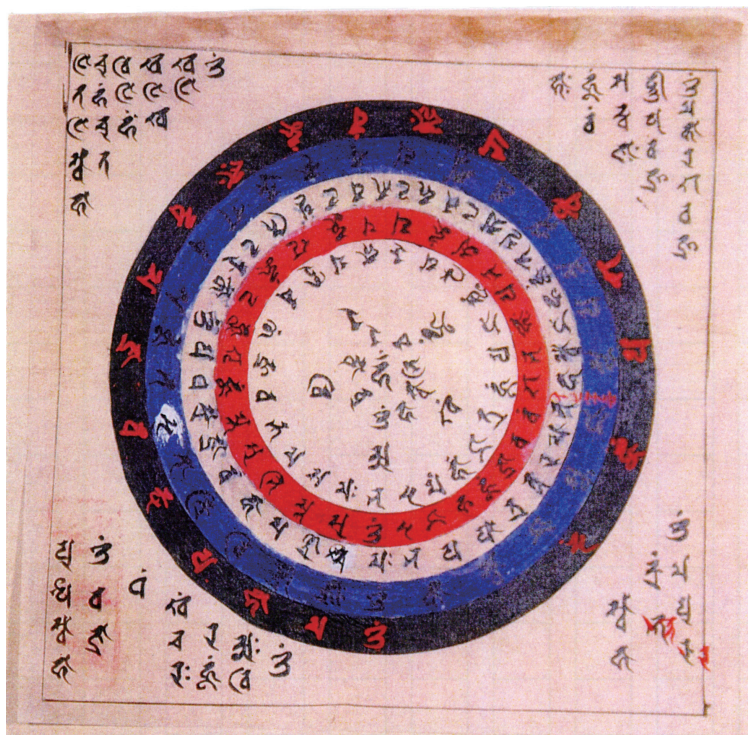
更に四年経過した文政<sup>(八八)</sup>元年六月十八日に伝授を始めたという記述が『伝授要意』の表紙見返しにある。その時はこの『要意』を用いたであろう。

作法集成立について略述しているが、動潮の『手鑑』の文を要略して記述してある。

目録読み渡しは、本書に収める五十四帖の作法の標題を受者に示すことで、伝授の形式を知ることが出来る。

註2

仁海<sup>(九五)</sup>（一〇四六）真言密教法流史上、野澤二流と大別するが、仁海は小野の始祖と称さる。祈祷に勝れ特に祈雨法に法験を顕し雨僧正とも呼ばれる。



『作法集』  
収録の図  
小野丸護り



註4 傍註「印融の取意」とあり、已上のところまでが要約した部分

註5 『悉曇字記創学鈔』 東寺賢宝（一三三六） 師の景宝に引き次いで康暦二年四月八日成る十三冊。〔智山書庫25-31〕

註6 傍註「融口」にいわく。「源運の万荼羅集に云く。これ仁海僧正の書作、門徒秘事となす。マルマホリと云う。究意靈験の守と云う」

註7 『幸心抄』 憲深口、親快（一二七六） 記 同書卷第二に「五色圓護事」の標題の本に解説する。文中先師とは成賢を指す。（正蔵<sup>78</sup>七二八c）

註8 頭の字朱点にて訂正、脇に密を書いている。今はそれに随い訓下した。

註9 『隨求陀羅尼經』 具名「金剛頂瑜伽最勝秘密成佛隨求即得神變加持成就陀羅尼儀軌」（二卷、不空訳）に俱博の因縁が説かれている。（正蔵<sup>20</sup>六四七b-c）

註10 慈順僧正（一七三六） 智山第二十五世。動潮に従い親誨を受け受法す。元瑜も又慈順に面受している。

註11 『尊勝陀羅尼經』 具名「佛說佛頂尊勝陀羅尼經」（義浄訳）こゝに陀羅尼功德の証文として善住天子の因縁がこの圣全体に説かれている。こゝにはその枢要の文のみを示している。（正蔵<sup>19</sup>三六二a、b、三六四a）

註12 『涅槃經』 具名『大般涅槃經』（四十卷 曇無讖訳）第十九卷に、天人が死せんとするときの相を、一者衣裳垢膩 二者頭上花萎 三者身体臭穢 四者腋下汗出 五者不樂本座（正蔵<sup>12</sup>四七八a）とある。

小乗の説とは『俱舍論』 具名『阿毘達磨俱舍論』（三十卷 玄奘訳）の第十に示すところを指す（正蔵<sup>29</sup>五六c）

註13 題目を拝し奉るべし 文中、南無大聖不動明王の法曼荼羅以下大真言王までを唱え拝す。諷誦する真言中、作法基本文に五大明王（実際は四大明王）の真言が付記されている。これに依るべきであるが、今日通途用いられている五大明王の小呪に代えても良いと思われる。

註14 陀羅尼

不動一字呪 ノウマクサマンダバザラダンカン

佛眼 ノウマクサマンダボタナン オンボタロシヤニソワカ

大日 オンバザラダトバン

五大明王

不動明王 ノウアクサマンダバザラダンカン

降三世明王 オンリバニソバウンバザラウンハツタ

軍荼利明王 オンアミリテイウンハツタ

大威德明王 オンシュチリキヤラロハウンケンソワカ

金剛夜叉明王 オン バザラヤキシヤウン

孔雀明王 オンアユラキランデイソワカ

文殊菩薩 オンアラハシヤノウ

普賢延命 オンバザラユセイソワカ

六字 オンバラダバサラダン

愛染明王 オンアカラギヤバゾロウシュニシヤバザラサトバジャクウンバンマク

## 第二条

。 十度異名 大興善寺和尚 善無畏三蔵

右、檀・戒・忍・進・禪・左、恵・方・願・力・智・（皆小より大に向つて数う）檀・恵、戒・方、忍・願、進・力、禪・智。地

水火風空。(小より大に向つて数う)。輪、蓋、光、高、勝、(これは大より小に向う) 或るが曰く、二手の十指を十度と名づけ、二手を又は二羽と名づけ、又は日日掌と名づく。二手の十指を又は十輪と名づけ、二手の十指を又は十峯と名づく。二手を又は円満と名づく。左の手を慈念と名づけ、右の手を悲念の手と名づく。左の手を福と名づけ、右の手を智と名づく。左の手を定と名づけ、右の手を恵と名づく。左の手を止と名づけ、右の手を観と名づく。左の手を三昧と名づけ、右の手を般若と名づく。左の手を従と名づけ、右の手を献と名づく。

二手を相い又えて右、左を押すを金剛合掌と名づけ、二手虚心合掌するを芙蓉合掌と名づく。

大指マビを大指シと云う、又は母指と名づく。次の指を頭指と名づけ、次の指を中指と名づく。次の指を無名指と名づけ、第五の指を小指と名づく。左右の手指サシを又は食指と名づく。

右、檀小指無名忍中指進頭禪大指 左、恵小指無名願中指力頭智大指 輪大指蓋頭光中高無名勝指小。阿地尾水羅火訶風法空 (これは無畏訳の撰

大儀軌に出たり) 信小進無名念中定頭恵大 (これは金剛童子持念經に出たり)。五根(或は五力と名づく)。色地受水想火行風

識空 (小より大に至る。これは金智の毘沙門儀軌に出たり) 又手を二招と名づくるは二掌なり。左手を内と云い、右

手を外という。

鉢頭摩花青蓮花 狗物頭花赤蓮花 芬陀利花白蓮花 金記の三に曰く、狗物頭花黃蓮花 優鉢羅花赤蓮花 余二種は前に同じ。

〔要意〕

## 1 十度異名 第二条

融口に云わく。十指をもつて十度に配すに二説あり。不空の傳『金剛界大儀軌』並びに『蓮花部心儀軌』には、右

の小指より始めて檀戒忍進禪、左の小指より始めて恵方願力智とこれを配す。當流の「金界次第」並びに「諸尊法」此の説に依る。善無畏の伝並びに金智訳の『略出經』には、左を檀戒忍進禪に配し、右を恵方願力智に配す。『疏』十三亦同じ。今の抄に出すところは不空の伝なり。然るに無畏三藏という。恐くは書写の誤りか。且つ無畏所住の寺は<sup>2</sup>大福廣寺なり。然るに大興善寺和尚と云う。此れ亦相違なり。不審と云々。洞泉和上の云わく。此の料簡然るべきなり。但し無畏三藏の『撰大軌』には大興善寺と云々。然らば相違にもあらざるか。

又云わく。左は福右は智の故に、左檀等右恵等の無畏の説理の當然なれども、不空の伝は不二に約する故に右檀左恵等という深秘義なり。

【地水火風空】 此の配當は『大日經』並びに『疏』十三（十二左）細注出づ

【輪蓋光高勝】 『<sup>3</sup>奇特佛頂經』第一（七紙左已下）又『一字金輪王佛頂要略念誦法』（初丁已下）

【或は云わく、一手等】 慈順僧正の云わく。此の説は慈覺の『妙心大』を指す（二十右）但し現本少異、□見すべし。

【二羽と名づけ】 止觀定恵を鳥の両翼に比す故に二羽と云う。<sup>4</sup>

【日日掌と名づく】 左月右日 是れ『<sup>5</sup>十結』に載する所の全雅阿闍梨の図、右手を日と名づけ、左手を月と名づく。

【円満と名づく】 十度具足は円満の故に。元瑜謂らく。此は<sup>6</sup>所得の十波羅蜜円満の辺に約して、両手を円満と名づくか。

【慈念悲念の手】 全雅の手図に出ず。

【福智】 此れ又全雅の図に出す。

【左右を定恵と名づくこと】 此れ又全雅の図に出づ。又『<sup>7</sup>金剛頂理趣会の軌』（十七右）に定恵<sup>8</sup>二羽金剛拳と説く

故に

〔左右止観〕『8大虚空藏軌』（五右）に云わく。止観十度をもつて内に交えよ

〔左右三昧と名づけ般若と名づく〕本説『9疏』第三（二十二左）左の手は是れ三昧、右の手は是れ般若の義と文り。

〔左右の手次の如く從献と名づく〕是れ又未だ本拠を考得ず。

〔左右人指亦食指と名づく〕<sup>10</sup>印融の云く。「五大を五趣に配する時には、頭指は人に当る。又十指を十界に配する時

は、左の五指を五凡に配す。右の五指を五聖に配す。此の時左の頭指のみ人指という様なれども、配當重々の故に今は五大を五趣に配す」

十界配當『秘藏記抄』（二十九丁）云々 左右の頭指を人指と名づくること『玄秘抄』（尊勝法）に合掌してこの人指平屈と

〔食指と名づく〕故僧正の考に曰く。『史記評杯』四十二（九左）に云わく。子公食指動注に□虔曰く、第二の指と物の味を試るには必らず先づ頭指を用うる故に食指と名づく。

〔右檀指<sup>指小</sup>○左惠指<sup>指小</sup>〕此は『金剛界儀軌』に出す。

〔阿地尾<sup>水等</sup>〕此れ『撰大軌』に出づ。

現流の軌を検するに印相常の如し。今の文未だ文処を得ず。古本にありと見たり。更に尋討すべきのみ。

〔信小進<sup>無等</sup>〕慈順僧正の云く。目錄を檢するに『金剛童子經』列ねず。元瑜更に『白寶口抄』の具書部を披くに、『金

剛童子持念經』一卷に（あり）

〔色地受<sup>水等</sup>〕金剛智出等〕慈順僧正の云く。目錄を檢するに『毘沙門軌』金智訳に列ねず。

鉢頭摩華等<sup>11</sup> 師の云く。此の帖は十度なり。然るに青蓮華等は所思に任する故なり。元瑜倩らこれを思い、記は何に依つて四種の蓮華の梵漢名を出すや。未だ考せず。『<sup>12</sup>疏』の第十五（十二紙）に校するに梵漢の名字相違す。彼の文に云く。鉢頭摩（一者赤色、二者白色）優鉢羅（亦赤白二色あり）俱勿頭（赤及び青二種あり）分荼利迦（最後の葉は極めて白く、内に向い色漸々微て黄なり）此の説と異れり。考うべし。

金記三に云う等 誰人の記か。未だ考せず。

又手を二招 此の配當本拠未だ考せず。招とは掌の字の音仮借。

左手を内と云い、右手を外と云う 全雅図の中に出す。『十結』に云く。全雅は不空の孫弟。慈覺大師入唐伝法隨一の高祖なりと。

註1 十度異名 密教の修法行法において

三密加持は成佛への直道であるが、佛境界の三昧を表示するに印契は不可欠のものである。印契を結ぶに際して、次第には印説が必ずあり行者はその指示に従つて印相を結ぶことが出来る。その印説に用いられる両手、十指の呼称をこの段では示している。しかしその名称は経軌により異説し、甚しいのは左右十指の呼称が全く逆を示す場合もある。密教辞典に十度異名の項目があり、整理された図示もあるが、この作法集記述のものが基本となっている。

註2 大福廣寺 この寺名につき大福先寺と表記する場合もある。

註3 『奇特仏頂經』第一 一字奇特仏頂聖印契品第二は、これにて印説している。（正藏<sup>19</sup>二八七c 傍註によれば、輪（大）蓋（頭）光（中）高（無）勝（小）と配当し、金輪・仏頂、白傘蓋・光聚・高生・勝・仏頂の五仏頂尊の名称に由来することを示している。

『一字金輪王仏頂要略念誦法』の印説もこの表示を用いている。(正蔵<sup>19</sup>一八九a)

註4 傍註 勝初瑜伽軌<sup>右十</sup> この儀軌の具名は『金剛頂勝初瑜伽經中略出大樂金剛薩埵念誦儀軌』(不空訳)で「二羽彎弓矢」とある。(正蔵<sup>20</sup>五一五c)

註5 十結 右手を日、左手を月とする図は高野版十結十ノ二、三に金雅阿闍梨の図として収録している。金雅と人名を表しているが、本文の「全」は誤写か。

傍註 時処軌<sup>右七</sup>に「二掌日月輪という」(正蔵<sup>19</sup>三三二b)

註6 傍註 五秘密軌<sup>右四</sup> ここには金剛合掌の説明として、「この印を結ぶが故に、十波羅蜜円満し、福德智慧、二種資糧を成就す」とある。(正蔵<sup>20</sup>五三六b)

註7 『金剛頂理趣会の軌』 具名『金剛頂瑜伽他自在天理趣会普賢修行儀軌』(正蔵<sup>20</sup>五二六c)

註8 『大虚空藏軌』<sup>右五</sup> 具名『大虚空藏菩薩念誦法』(正蔵<sup>20</sup>六〇三b) またこゝに傍註して撰大輪<sup>左六</sup>に出す「止観二風輪という」の文を例証として出している。

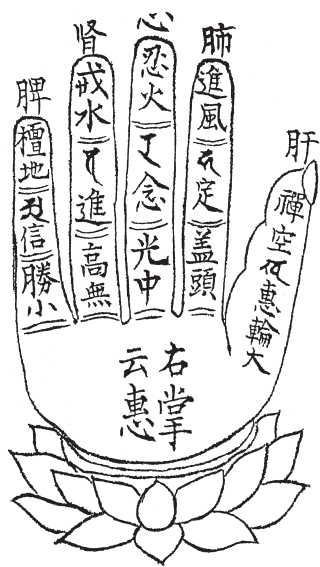
註9 『疏』第三(正蔵<sup>39</sup>六二二b)の文

註10 印融の云く 印融(二五九五)の『作法集口決』の文。(同書八一右) 以下この印融の口決書の出典箇所を表示は、智山書庫蔵の複写本に私に頁数を付したものをを用うる。

註11 師の云く。師とは性善(一七六三)で、元瑜は作法集の伝授を受けている。性善には『作法集口傳』一卷(智山書庫蔵)があり「この一帖は十度の異名なり。それに蓮花は思い出すにまかす」と評して、唐突な主題変更に不理解を示している。(同書五一右) 元瑜はそのまゝこゝに引いて、同じく当惑の意を記している。

註12 『疏』第十五 正蔵<sup>39</sup>七三四a

# 手印圖



右檀戒忍進禪

皆從小向大  
數之



左惠方願力智

皆從小向大  
數之

十度異名

大興善寺和尚善無畏三藏



### 第三条

。瘡病法

先ず病者を南に向けて居しめよ。其の<sup>ウシロ</sup>後に行者居るべし。○先ず護身○次に結界<sup>常</sup>○次に弥陀の定印を結んで、「観ぜよ。病者の心月輪に<sup>スミ</sup>スミ<sup>ミ</sup>の五字あり。<sup>ミ</sup>ミ字変じて塔婆となる。塔婆変じて大日尊と成る。<sup>スミ</sup>スミ字変じて五古となる。五古変じて阿闍如来と成る。<sup>ミ</sup>ミ字変じて如意宝珠と成る。如意宝珠変じて宝生尊と成る。<sup>スミ</sup>スミ字変じて八葉の紅蓮花と成る。八葉の紅蓮花変じて阿弥陀如来と成る。<sup>ミ</sup>ミ字変じて十字の羯磨と成る。十字の羯磨変じて不空成就仏と成る。此の五智如来五大明王と成る。<sup>スミ</sup>スミ字変じて劔と成り、劔変じて不動明王と成る。<sup>スミ</sup>スミ字変じて五古と成る。五古反じて降三世明王と成る。次に<sup>スミ</sup>スミ字変じて三古と成る。三古変じて軍荼利明王と成る。<sup>スミ</sup>スミ字変じて宝棒と成る。宝棒変じて大威德明王と成る。<sup>スミ</sup>スミ字変じて金剛牙と成る。金剛牙変じて金剛夜叉明王となる。不動明王は一切の諸魔を降伏し、降三世は天魔を降伏し、軍荼利は身魔を降伏し、大威德は人魔を降伏し、金剛夜叉明王は地魔を降伏す。

○次慈救咒百遍満ちて病者を加持せよ。○次に立ちて行者は病者の頂に頭指をもつて不動明王を書け。次に病者の肩を抜がせて、左の肩に降三世明王<sup>ミ</sup>を書け。胸に軍荼利明王<sup>スミ</sup>を書け。右の肩に大威德明王<sup>スミ</sup>を書け。項に金剛夜叉明王<sup>スミ</sup>を書け。背に五<sup>スミ</sup>の字を書け。中に<sup>スミ</sup>字の上<sup>スミ</sup>字。字の左に<sup>スミ</sup>字、下に<sup>スミ</sup>字。字の右に<sup>スミ</sup>字なり。前に<sup>スミ</sup>字、<sup>スミ</sup>の五字を書け。左に<sup>スミ</sup>に<sup>スミ</sup>三摩耶薩埵<sup>スミ</sup>を書け。右のカイナに阿闍梨位の真言を書け。額に<sup>スミ</sup>字を書け。左に<sup>スミ</sup>、右に<sup>スミ</sup>を書け。後に居て慈救咒百遍計り満ちて後を見せずして立ち行かせよ。

○阿闍梨位真言に曰く。

उपसृष्टिः

三

背  
刃  
二

齊

四

胸

251.

ॐ

১৫

五

不  
三

〔要意〕

○ 1 瘡病水 ギヤヘイスイ

此の作法印融和尚の相承とは、大いに相違す。

水とは、法の字の片字なり。

瘧鬼『谷響集』<sup>十三</sup><sub>四十</sub>に博物志並びに不動使者法を引く。但し使者法の文に鬼神病瘧等という。

已上  
集所  
引  
谷響  
『灌頂經』

二十四に云く、「若し瘴鬼の為に持せる所○瘴鬼退散す（已上慈順僧正の考。）」

先ず病者南に向す等

或が云く。「常の病者加持には、病者を北方に向するなり。大途の定んで而るに、此れは是

れ北方は息災の方の故に祈念するに相応す。而るに今此の作法は彼に翻じて病者を南に向ける意は、ヲコリニハ主<sup>ス</sup>定<sup>ス</sup>をヤマスルモノ之れ有る故に南に向るなり」と此の説興ある故に引いて助く。

不動明王等

已下は『<sup>2</sup>八大童子軌』(初張)に依る。

註1 瘧病とはマラリアの古名。寒けと発熱がくり返し間欠的におこる病。『医心方』には「わらはやみ」の和名がつけられ童病の

印融和尚相承の法と大いに相違すとあるが、『印融口決』には「此の癰病加持二帖の次第は、異本に依つてこれを記す。正本は別に在り。已後においては此の二帖をばこれを略すべきなり」（『作法集口決』八）と注意しているが、正本の加持法とはこの本法を指すと思われる。

#### 第四条

妊者帶加持（帶を仏前に置いて祈念<sub>云</sub>云）

香水を加持し帶中に香水をもつて易産陀羅尼これを書く。

次に大日薬师、孔雀・不動・一字の真言をもつてこれを加持す。

易<sup>イ</sup>產生陀羅尼<sup>〇〇</sup>

オンホラニ  
ウツリメニ

又の真言

オンホソツリヤクシギヤラ  
ヤボキタサラバハヤ  
ワボキタサラバハヤ  
トベイソワカアトハト  
ヤボキタサラバハヤ  
ナウリヤソワカ  
タニヤタ  
ア

決定成就真言

オンバザラヤソワカ  
うま子りぎん

金剛解脱真言

オンバザラボキヤボクソワカ  
うま子りぎん

〔要意〕

1 帶を仏前に置いて祈念す 或るが云く。懷妊し初むる時より、檀那より帶を取りよせて仏前に置いて加持するなり。  
 〔加持香水等〕 『2 幸心抄』 下本（右二十四）に云わく。作法大略次第の如し。但し加持香水の時、洒水器の蓋を開らき、散杖を水器の上に横にこれを置くべし。加持の後此の如くなり。洒ぎ畢つて帶に易産ダラ尼等これを書かんと欲する間、散杖をは水器の上に置く。是れ則ち師主の口伝なり。

〔次大日薬师等〕 『3 幸心抄』に云わく。大日（外五古 五字明台）薬师 法界定印の上に薬壺ありとこれを観ずべし。明は<sup>4</sup>常の如し。孔雀 外縛印にて扇ぐべし。不動 劔印、慈救呪常の如し。一字金輪は智拳印若しくは頂輪王の明常の如し。

〔易産生陀羅尼〕 『普通真言藏』に之れを出す。但し初めの咒を出さず。慈順僧正の云わく「此の呪の本説 いまだ考せず。

註1 作法集目録には、第四条帶加持とあるが本文の標題は妊者を冠している。つまりこの作法は女性懷妊した後、当初より帶を

加持し、安産を祈る作法である。現今では妊婦腹帯を巻きつけるのは妊娠五箇月目からである。

作法集には続いて「産児湯加持」「小児夜啼の方」及び「御素木加持」の三作法を出している。本稿にてはこれは分けて記述する。

註2 『幸心抄』流祖憲深の口説を親快が記述した口決集。第二巻に「帯加持事」の下にこの文がある。（正蔵⑦七二七c）また『印融記』にも引用している。師主とは憲深を指す。

註3 次に大日薬师等『幸心抄』の文は前註の文の次第文である。（正蔵⑦七二七c）

註4 薬師の明常の如し 傍註 三薬の呪即ち本咒をいう。

。産児湯加持（湯加持の人暫く穢氣等有り云）

先ず湯の側りにおいて、護身法 常の如し

次に其の湯をヒサグ杓に酌はしめ、枳里々々、またミミをもちてこれを加持す。

次に大日五字 不動・大威徳・六字・訶利帝の五種の真言をもつて次第に加持す。其の後湯をアヒセ沐る間、不動の真言を満云ず 云慈救咒

已上先师僧正御伝（宗意律師の伝これに同じ）

三宝院口伝に云く。湯加持には軍荼利小咒又は孔雀明王等

〔要意〕

1 『産易湯加持』 『2 幸心抄』 下本に云く。「先師僧正の云く。御素木と湯と帶と此の三加持の外、或は鞭加持、若しくは衣服加持、又は御膳加持此の如くの諸加持作法、先徳は必らず次第を作らず、只意巧に任せて用意すべし。我が身に取り功労あり。佛菩薩持経の要文、或は又憑んで神明に懸くる。能々祈念すべし。是れ口伝なり」平日要意の為此を記してこれを授伝するものなり。

。産兒湯加持

其の湯を杓に酌しめ 此の如くして加持処に取り寄せて加持了つて、しかる後湯盤に入つて沐浴せしむるなり。

已上先師僧正の御伝 とは勝賢僧正を指す。(宗意律師等、心覚の作法集の中、児加持の中に云々)

三 宝院口伝 とは、勝覚の御事なり。

註1 この作法は安産を祈りをする行者が、産室に入り修する法を示す。

註2 『幸心抄』 正蔵⑧七二七b

なおこの引用文の後に、前出の金剛解脱真言について「心覚の作法集第四に云く。東寺三十帖草子の内此の咒の功能ありと」の傍註が付せられている。成賢が心覚より作法集受法の証左として注目すべきである。

〔作法集〕

。小兒夜啼の方

犬の頸ツビの下フクロツツンの毛を取って囊フクロツツンに裏で縫い、もって児の両手に繫れば、立タチドコロに止む。

私に云く。印真言をもつて加持することこれ無きか如何、准胝真言をもつてこれを加持す

云々

印は二手内縛して二中指を立て合わせ、二頭指を屈して二中指の上節に附け、二大指を開いて二頭指の側に附く。真言に曰く。

うりてうりてうりてうりて

シャレイツレイウンデイ

又臍の上に田の字を書云

〔要意〕

一犬頸下毛 とは、長き毛一筋あれば最も可なり。二筋は次に吉し。三筋までは用いて可なり。四筋已下は不可なり。此の毛を錦の袋に入れて裏んで児の両手に掛くるなり。夜啼は多分狐の所為なり。是故に此の作法あるなり。

臍の上に田字を作す 此れ又一説なり。元瑜謂く。此の夜啼の方二説は心覚の『作法集』に出す。但し私の云く、細註並びに印言は無きなり。

註一 この法は小児の夜啼を治める法である。印融記には「犬の頸の下ツビの毛を守りとなすこと、又田の字を臍ハナに書くことの本説由緒未勘なり」と評している。『国訳密教』の訳者の上註に「犬の頸云々。犬の喉の下。但し白犬の雑り毛なきを宜しとす」（同

〔作法集〕

。御素木加持（木の末をもって首となし、末をもって導師の右の方に当てこれを臥せしむ。

着座、塗香、三部、被甲等 洒水（木、自身、仏師）加持（不動、降三世各二十一反 事由（常の如し）神分、小祈願、定印（種三） 本尊印明、佛師に塗香、三耶耶戒の印明を授く 形像を書いて造始の間、本尊の咒これを満すべし。

〔要意〕

〔御素木加持〕 此の作法第十七帖にこれあり。今此の作法は、印融の抄に依れば、角洞院勝賢の御自筆の作法と一点の相違無し。しかれば師資相承の様なり。

〔加持不動等〕 印融の抄に云く。「不動等をもつてこれを加持する意は、木をば必ずこれをオシを憚む。神等これに在り。仍つて今結界辟除して、法器の心とするなり」

〔作法集〕 第五

。手水作法

手を洗い口を瀬ぎ、面目を洗う法

先ず二手を定恵（左定、右恵）と観ず。十指は十法界、十波羅蜜なり。即ち念之是れを洗い浄むと云。次に口を瀬ぐ時、右手の大頭指をもつて口に入れ、左右磨き洗う。即ち金剛喜の咒を誦す。咒に曰く



唵縛バサラサトサクソフカ曰羅薩都索婆縛賀

此の真言をもつて口を瀬ぐ時、其口清淨にして出すところの言音和雅にして人をして聞かんと樂しむ。言を出すの時人皆歡喜讚歎す。

次に目を洗う時、仏眼の真言をもつて加持してこれを洗う。咒に曰く。

曩莫三滿多勃陀南ノウマクサマンタボダナセンダ南バ南ロ南シャ南ソフカ南ボ南ワカ婆盧舍那婆縛賀

此の真言をもつて水を加持して目を洗う時に、目眼に病無くして見る所分明にして、遂に十方諸尊等を見るを得るなり。

次に面を洗う時、金剛笑の真言をもつて加持してこれを洗う。

唵縛オンバザラサカサカク曰羅哥薩覺

此の真言をもつて水を加持して面を洗う時、其の面清潔鮮白等なり

已上高雄口決

大御室御伝に云く

。朝アサに先ず起き手口を洗う法 大師の御伝

劔印をもつて八字文殊の真言七遍を誦じて手を洗い口を洗うこと一度し、了つて後に此の印明を用う。

次に口を洗う時、咲菩薩の真言を用ゆ

オンバザラサカサカク  
うんばざらそがらそ

一反

已上

八字文殊真言

オン アク ビ ラ ウン ケン シ ヤ ラ ク ダン  
うん び ら うん けん し や ら く だん

若し手面を洗う時、浄水を加持すること七遍しかして手面を洗うは、よく衆生をして貴び仰がしむ。所有の諸の悪見の者悉くまさに降伏すべし。云

或る記に云く。「大御室御記に云く。右手三古印にして、薬师大咒七遍」

。柴手水法 別に在り

圓城寺云く。「若し楊枝を嚼と欲わん時は、先ずまさに一切如来金剛微笑密語七反を誦すべし。已ってこれを嚼めばよく一切の煩惱を破す。」密語に曰く。

唵 跋 折 羅 二 賀 莎 訶  
オン バク セ ロ ニ カ サ カ カ  
已上

五分律に云く。「楊枝嚼み已って清浄に洗つて弃べし。虫食して死するをもつての故に」と文り。四分律に云く。

「楊枝極て長きは標枝」と文り。

或る抄に云く。洗手頌

當願衆生 得清浄手 受持仏法

(兼カ)  
瀬口頌

當願衆生 得清浄口 誦持仏法

楊枝頌

當願衆生 得身正法 究竟清浄

皆得妙法

。柴手水法

先ず右の手をもつて草若くは木の葉一葉を取る。口に云く。蓮華合掌の中にこれを入れて押し磨て、スツ庵尾<sup>ビシテイ</sup>些帝莎訶の言を誦じ、次に右の手をもつて葉を取つて口に入れ、これをこれを咥んで「唵迦羅目娑婆賀」を誦ず。

十誦律に云く。大衣○近村に池水有らん。即ち手足を洗え。水無くば草木の葉をもつて塵土を拭て、しかして後に着衣せよ。

大師模尾の柴手水の因縁、遍照寺の御伝に有り。見るべし。

口決に云く。水辺これを隔つる事三十町に及ぶの時これを用う。輒くこれを用うべからず。  
柴手水法 後日にこれを書き入れしむ。

〔要意〕

手水作法

此の作法は心覺の『作法集』第二に出す。

〔仏眼真言〕 彼の集に同じ。『秘抄』<sup>下 二六七</sup>の作法の卷には、<sup>1</sup>曩莫三満多勃多南 梼陀婆盧讚即娑婆呵と文り。相違す。

高雄の口決は今の本と同じなり。但し印融の抄に、此中仏眼の真言不審と云う。所存知り難し。按ずるに真言の本説知らざる故か。

〔加持〕 とは結印に非ず。只真言計りなり。

<sup>2</sup>〔大御室御伝〕 此れ又一伝なり。

【八字文殊真言】

元瑜謂らく。此の真言並びに功能の文は、大御室の御伝に就きこれを出すなり。『<sup>3</sup>八字文殊軌』(二

右)の全文なり。但し<sup>2</sup>の字<sup>3</sup>に作る。恐くは今の本空点刺るが故に。

【柴手水法】別<sup>1</sup>に在り

次下に出す所は是れなり。故に後日書き入れしむという。

【圓城寺云く等】

心覚の集二には「嚼楊枝法」の標目あり。今は脱するか。

【圓城寺】

益信の八卷次第第一に出す。但し『<sup>4</sup>略出經』の全文なり。

【五分律 四分律】

いまだ考せず。

【或抄に云く洗手頌】

慈順僧正の云く。以下三頌は『<sup>5</sup>華嚴淨行品』に出す。新旧少し異なる。清涼の演義抄十四(十九

右)に釋あり。

【柴手水法】

已下十誦律に至るは、秘抄作法の卷下に出す。

【習之】

とは彼の卷の裏書に云く。只草木を口に入れカムなり<sup>6</sup>。

註1 原本にはこの真言の帰命の句の部分を「日南」と略字にて示している。この事例は余り無い。『秘抄』により補う。

註2 大御室 性信 (一〇〇八五五)

註3 『八字文殊軌』具名『大聖妙吉祥菩薩秘密八字陀羅尼修行曼荼羅次第儀軌法』真言功能の文(正藏<sup>20</sup>七八四c)

また真言中<sup>元瑜の指圖のとおり</sup>とあるべきを空点を欠いている。

註4 『略出經』第一に洗面法が説かれているが、今はその作法と功能を示す文がこゝに引用されている。(正藏<sup>20</sup>二三四c)

註5 『華嚴經』こゝの三頌は『華嚴經』淨行品所出のものであると慈順僧正の考証である。六十華嚴と八十華嚴の同所の同異を見

れば次のようになる。

六十華嚴（正藏⑨四三一b） 八十華嚴（正藏⑩七〇b）

|        |      |      |      |      |      |      |
|--------|------|------|------|------|------|------|
| 〔手執楊枝〕 | 当願衆生 | 心得正法 | 自然清淨 | 当願衆生 | 皆得妙法 | 究竟清淨 |
| 〔以水盥掌〕 | 当願衆生 | 得上妙手 | 受持佛法 | 当願衆生 | 得清淨手 | 受持佛法 |
| 〔澡漱口齒〕 | 当願衆生 | 向淨法門 | 究竟解脫 | 当願衆生 | 清淨調柔 | 畢竟無垢 |

因に智山現行の『作法集』には、これらの頌は次のように唱えている。

〔手水〕 以水盥掌 当願衆生 得清淨手 受持佛法

〔齒木〕 手執齒木 当願衆生 得身正法 究竟清淨

〔漱口〕 以水漱口 当願衆生 得清淨口 誦持佛法

〔洗面〕 以水洗面 当願衆生 得清淨門 永無垢染

註6 傍註 大師槇尾等已下は秘抄作法卷に無し。作法卷には大師御伝と。此の遍照寺の伝に依るか。遍照寺は廣澤寛朝僧正の事

槇尾山と柴手作法に関する伝記上の記述は、『大師御行状集記』の「槇尾柴手水の條第十五、『高野大師御廣伝』下に散見する（弘法大師伝記集覽 七四頁 七五頁）

第六條

（作法集）

衣服加持 復 飯食加持

。衣服加持（施主衣服をもって師の処に送る）

先ず三古印、枳里々々の明をもってこれを加持す。（逆順 三反計り）次に仏眼、大日、愛染（三種）不動、降三世、

金輪等の印言にてこれを加持すべし。云。然して後これを送る云。凡そ衣服を加持すべきの功能あらん真言等にてこれを加持すべし。別の習い事無きか。云。

建保六年三月二十六日 六條宮御衣加持の時（御手代にてこれ勤む）御口に任せこれを記す。 金剛仏子 憲一

。飯食加持（施主所食の物をもって師の許に送り、或は飯等の上分をもってこれを送る）

先ず三古の印、軍荼利の小咒をもってこれを加持す（逆順）次に火輪の印 うゝゝ

（或は云く。想え食の上に<sub>う</sub>字あり。諸の不浄を焼滅す。これを食するに依つて、諸の不祥病患等を除いて、心中の所願を成ずるなり）次に金剛夜叉印明（金剛界牙菩薩の如し）次に愛染王真言（師子口印 私に曰く内縛禪智を立つ。次にこれを送り食せしむ

# 〔要意〕第六帖

。1 衣服加持

此の作法は憲深の記なり。別の子細無し。

。2 飯食加持

此れ亦憲深の記なり。次第の如し。別の子細無きなり。但し金剛夜叉の印明は『秘経』の焰口品に出ず。謂く「若し諸觸を食せんと欲わば、先ず七遍の明を誦じて便ち諸觸の物を食せよ。能く悉く清浄ならしむ」此の意に依つてなり。

## 〔又愛染王真言〕

又愛染王品に云く。「食を加持すること七遍せば、我まさに甘露を降らすべし」此の意に依る。愛

染真言を誦ずるなり。通途には金剛藥叉の印言を用うるなり。

註1 衣服加持 施主より着用衣服の加持を請われたときの作法。衣服を机の上に置き護身法の次に次第の如くす。建保六年

(二二八) 成賢のお手替りとして勤めし記録である。

註2 飯食加持 これも施主よりの所望により加持し、加持了って施主に戻し食せしめ不祥なきを祈る法である。前の衣服加持と同じく机上に置き、護身法の後作法する。

## 第七

### 作法集

。沐浴作法

一湯屋に行かん時に、先ず三部護身、香水をもって身に洒ぎ、然る後行くべし。又湯屋にて関伽、焼香を奉ずべし。其の後衣裳を脱ぎ了って先ず真言(三反)を誦ず。

うそけざれ<sup>カリ</sup>

湯船の湯を加持するに、<sup>カリ</sup>あひこの咒を用い然して後沐浴すべし。湯船をば阿耨壇と観ずべし。其の船の中に蓮華あり。蓮華の廻りに又多くの蓮花葉あり。其の上に本尊佛菩薩無量の天衆護法共に沐浴し玉うと念じ了る

已上 小野僧正

沐浴の時は、観想せよ、頂上に<sub>ミ</sub>字あり、左右の脇に長の<sub>ハ</sub>字あり。皆火焰開焼す。即ち左手をもつて金剛拳を作り、右の手をもつて蓮華拳に作す。謂く握つて五指を拳にして但し大指を竖る。是れなり。五処を加持す。謂く額、左右の肩、心、喉なり。即ち烏<sub>ウス</sub>枢<sub>ス</sub>沙<sub>サ</sub>摩の真言を誦す。

オン クロダナウ ウンジャク

次に軍荼利の小心印咒をもつて槽<sub>フネ</sub>の湯水を加持し、水の種字鑊字を観じて天の歡喜池と想え。即ち闍伽の印真言をもつて其の水湯を杓つて加持すること七反、道場の方に向つて散捨して本尊に献じ、聖者無垢身を洗浴すと思う。即ち自ら槽に入る。沐浴し訖つて淨湯の時、亦これを作す。印咒をもつて加持して先の如く散捨せよ。観想亦同じ。又の方は本尊を請じて槽の湯に入つて浴し奉ると想え。云

已上桧尾口決

圓城寺に云く。『義決』に云く、「水を掬<sub>カ</sub>する法経に具さに明さず。今にもつて具さには述べん。先ず両手をもつて側め相着けて物を掬する勢の如くして、二大指をもつて掬の中に入れ、三度外に向けて水を撈せよ」云

先ず烏瑟沙摩の印を結び、自身の五処を加持すべし。

次に衣服を脱ぎ了つて湯船の辺に至り、先ず湯を酌んで三度船の上に共に懸けて、三宝に献じ上ると想え。

次に、観想せよ、船の内に<sub>ミ</sub>字あり。変じて智火と成つて湯中の不浄を焼淨す。次に<sub>ミ</sub>字あり、甘露の智水を流出す。是の如く観じ了つて沐浴すべし。又想え。我身これ<sub>ミ</sub>字なり、阿字本不生の理無明煩惱の為に覆蔽せらる。<sub>ミ</sub>字の智水をもつて沐し顕すとこれを観ずべし。云々



已上 古口決

高雄口決委細の作法これを見るべし

〔要意〕 第七帖

<sup>1</sup>沐浴作法

此の中に三説あり。其の隨一を取つてこれを用うべし。

〔已上小野僧正〕 始めより「念了」に至る。『敦造悟』の上に出す。（一本下の本に出す）

<sup>2</sup>沐浴時等 已下「奉浴事」に至るは、『桧尾』の金剛界口決（五右）に出す

〔想天歡喜池〕 とは、『金剛頂義決』（七右）の「經に云く、若し池水に入に浴する時、先ず諸天の歡喜池に為たりと想え」また四卷の『略出圣』（六右）に説く。亦同じなり。

槽は水舟のことなり。本字は槽に作るなり。予の次第一画不足なり。字彙に馬槽、ウマフネ酒槽、サカフネ

烏瑟沙摩印言 印は二手蓮華拳、左の拳をもつて心に安き、右の拳をもつて五処を印す。各真言一辺を誦す。真言

オンクロダナウスズ 扨（掬）<sup>原本</sup>は恐くは掬

〔圓城寺云等〕 <sup>5</sup>八卷次第一に出ず

<sup>6</sup>高雄口決等 具さに二種沐浴を説く。一には事沐浴、二には理の沐浴なり。事の沐浴というのは、現に水湯をもつて浴するところなり。理の沐浴というは六種あり。一には香水の沐浴、二には懺悔沐浴、三には持戒沐浴、四には真言沐浴、五には第一義沐浴、六には三摩地沐浴なり。真言沐浴とは浄三業加持、第一義沐浴とは一切諸法本性清浄な

り。我亦清浄なりと観念す。三摩地沐浴とは、<sup>・</sup>字身垢を淨除するなり。

註1 沐浴作法「此の中に三説あり」とある如く、小野、桧尾、円城寺所伝の三法を出しているが、この中行者は一作法を用いよと指示している。印融によれば、この次第は成賢の御記によるもので、常喜院の抄中より書き出したという。

最初の小野の作法のところに押紙があり「行湯至念了」は厚双子仁上に出す 慈順とある。『要意』には「厚」を「敦」字を当て、いる。小野元海の撰によるが小野には三本の『厚双子』を伝えている。その中一は仁海作、二は松橋、三は三宝院(定海口、元海筆)であるが、大正蔵圣取録の元海本にこの慈順の指摘の文は見当らない。前述一の敦草子によるか。文の終りの「小野僧正」とあるのはこれを指す。後日檢ぜねばならない。

註2 沐浴時等 実慧の『金剛界口決』に沐浴法を説いている。その作法をこゝに引用している。(『弘弟全』巻上、八頁以下)

註3 『金剛頂義決』(正蔵<sup>39</sup>八〇九c)

註4 『略出經』(正蔵<sup>18</sup>二二五a)

註5 八巻次第は円城寺益信の『蓮華部心念誦次第』のこと。この中に『義決』の文を引く(正蔵<sup>39</sup>八〇九c)

註6 『高尾口決』真済の撰。二種沐浴義の下にこの記述あり。(『弘弟全』巻中 一三八頁)